

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	2-10
処分の種類	ゆう出路増掘又は動力装置に係る原状回復命令			
根拠法令条例等・条項	温泉法第11条第2項、同第3項			
処分の概要	許可を受けずにゆう出路の増掘又は動力装置を行ったとき又は許可を受けてゆう出路の増掘又は動力装置を行った場所に温泉がゆう出しないとき及びその許可を取り消されたときは、原状回復を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難なため)			
基準の制定根拠	—			